

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

### ■福祉・介護職員等特定処遇改善加算とは

福祉・介護職員の処遇改善については、これまで取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う障害福祉サービス等報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

### ■福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・職場環境要件について、「入職促進に向けた取組」「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」「両立支援・多様な働き方の推進」「腰痛を含む心身の健康管理」「生産性向上のための業務改善の取組」「やりがい・働きがいの構成」の6つの区分から3つの区分を選択し、選択した区分でそれぞれ1つ以上の取組を行っていること
- ・賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

### ■見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、情報公表制度や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとなっています。

□職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する取り組み内容を下記に提示します。

●入職促進に向けた取組

他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

●資質の向上やキャリアアップに向けた支援

働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する略痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

●両立支援・多様な働き方の推進

有給休暇が取得しやすい環境の整備

●腰痛を含む心身の健康管理

事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

●生産性向上のための業務改善の取組

業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

●やりがい・働きがいの構成

利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

施設別加算算定状況

	福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員等特定処遇改善加算
障害者支援施設こぶし園(施設入所支援、生活介護)	I	区分なし
こぶしの家(就労継続支援B型、生活介護)	I	I
ホームこぶしじょいふる(共同生活援助)	I	I